

生活保護費返還金の督促処分についての審査請求に係る諮問について

右の議案を提出する。

平成二十九年六月十二日

提出者
江戸川区長
多田正見

生活保護費返還金の督促処分についての審査請求に係る諮問について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の規定
 に基づく督促処分について、左記のとおり審査請求があったので、同条第七項の
 規定により、議会に諮問する。

記

一 審査請求の概要

(一) 当事者

審査請求人 江戸川区民

処分庁 江戸川区福祉事務局長

(二) 審査請求の対象

生活保護費返還金の納付に係る督促処分

二 審査請求の年月日

平成二十八年十月二日

三 審査請求の内容

処分庁は、地方自治法第二百三十一条の三第一項に基づき、審査請求人に対
 して平成二十八年八月二十三日付けで生活保護法（昭和二十五年法律第四百十
 四号）第六十三条による返還金二千円の納付を求める督促処分及び返還金二千
 二百二十円の納付を求める督促処分（以下併せて「本件各処分」という。）を
 行った。このことについて、審査請求人は、本件各処分が健康で文化的な最低
 限度の生活を下回る生活を強いるものであって、違憲及び違法であるなどとし
 て、本件各処分の取消しを求めるものである。

四 裁決の趣旨及び理由

(一) 趣 旨

本件審査請求を棄却する。

(二) 理 由

次の理由により棄却が相当である。

ア 審査請求人は、平成二十八年七月二十五日付けの返還金に係る通知を受け取りながら、いずれもその納付期限である同年八月十五日までに納付していないことが明らかであるから、本件各処分は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の規定に基づいた適法な処分であり、そのほか督促処分に固有の違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人の主張する違法事由は、いずれも先行行為である生活保護費返還決定に係る事情であるが、先行行為と本件各処分とは、目的を異にする独立した処分であり、先行行為に係る事情は、本件各処分の取消事由とはなり得ない。